

学校等における風水害防災行動計画（タイムライン）・熱中症警戒アラート

台風や大雪など、気象庁の情報により事前予測が可能な事態に対しては、下記Ⅰの「行動計画（タイムライン）」に基づき、**対策本部により**休校等の安全対策を講じることとします。

警戒レベル4相当（氾濫危険警報、大雨危険警報、土砂災害危険警報、高潮危険警報）気象防災速報（記録的短時間大雨）

レベル3土砂災害警報⇒約3時間後にレベル4に移行するため土砂災害危険区域がある学校は注意すること

※防災気象情報名称に警戒レベル付記（R8.5.29 気象庁）

その他、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報

また、**事前予測ができない事態については、下記Ⅱに基づき**、各学校・幼稚園において安全対策を講じることとします。

（令和8年5月29日付けで防災気象情報名称に警戒レベルの数字を付記）

加えて、熱中症特別警戒アラート（※）が発表された際は、下記Ⅲ「**熱中症特別警戒アラート対応**」に基づき、対応をお願いします。

※都内情報提供地点11か所全てにおける翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35以上に達する場合、前日の午後2時頃に発表される環境省の「熱中症予防情報サイト」から確認できる）。

Ⅰ 行動計画（タイムライン）

日	時間	教育委員会	学校・幼稚園
前々日	随時	□対策本部設置 構成員：教育長、次長、地域教育力担当部長、教育総務課長、学務課長、指導室長、新しい学校づくり課長、地域教育力推進課長、統括指導主事、庶務係長、学校防災・HP担当 内容：天候や学校行事の把握と今後の対応を協議・決定する。 担当：教育総務課庶務係 □対策本部開催予告 内容：対策本部の協議結果を踏まえ、明日の対策本部で決定する旨を学校・幼稚園に通知する。 担当：教育総務課庶務係 □土木部、危機管理部と情報共有する 内容：気象情報、災害情報の収集 対策本部の立ち上げ等今後の予定を報告する。 担当：教育総務課庶務係	□校・園内連絡体制の確認 内容：確実かつ円滑な連絡が取れるよう、体制を再確認する。 □保護者あて予告通知 内容：教育委員会からの連絡を受け、保護者あての予告通知を作成・配付する。 ※ 今後、安全対策を講じる可能性があるため、HPや緊急連絡・お知らせ配信システムで確認してほしい旨をお知らせする。 □給食献立変更指示 内容：必要に応じて、給食の献立変更等を指示する。 □対策本部出席準備 構成員：小学校長会会長、中学校長会会長、幼稚園長会会長 内容：明日の対策本部への出席を準備する。出席できない場合には、代理若しくは連絡先を対策本部に連絡する。 ※ オンライン出席可能（事前に連絡すること）
前日	11:00	□対策本部開催（教育長室または教育委員会室） 構成員：教育長、次長、地域教育力担当部長、教育総務課長、学務課長、指導室長、新しい学校づくり課長、地域教育力推進課長、統括指導主事、庶務係長、学校防災・HP担当 <u>小学校長会会長、中学校長会会長、幼稚園長会会長</u> 内容：当日の対応（一斉休校または通常授業）を協議、決定する。※通常授業で始業繰下げ・終業繰上げは学校判断 担当：教育総務課庶務係	□対策本部出席 構成員：小学校長会会長、中学校長会会長、幼稚園長会会長 内容：教育委員会で開催される対策本部に出席する。 出席できない場合には、代理を出席させるか、電話などの通信手段により協議に参加する。 ※ オンライン出席可能（事前に連絡すること）
	13:00までに	□学校・幼稚園あて通知【文案A】 内容：決定内容を学校・幼稚園に通知する。 併せて保護者あての通知【文案B】をメール配信する。 同時に、事務局職員全員に配信する。 担当：教育総務課庶務係 □各学校の対応について情報収集 内容：通常授業であっても、当日の授業時刻の繰下げなど、地域の実情に応じた学校毎の対応があれば指導室へ報告する（アンケートによる回答） 担当：指導室指導主事 □学校・幼稚園あて事前対応及び被害状況報告に関する照会 内容：排水溝のつまり確認、飛散物の格納等事前対策依頼及び被災状況報告用FAX送信票をメール配信 担当：教育総務課庶務係、新しい学校づくり課、学務課 □緊急連絡・お知らせ配信システム事前配信【文案A】 内容：決定内容を校（園）長及び副校（園）長に配信する。 担当：教育総務課庶務係	□保護者あて通知 内容：教育委員会の決定を受け、保護者あての通知を作成・配付する。 ※ 必要に応じて、学校・幼稚園独自情報を付加する。 ※ あいキッズの状況、学校給食の状況を情報提供。 ※ 下校（降園）後や休業日の場合は、紙での通知は省略し、代替手段での周知を図る。 ★日頃の緊急連絡・お知らせ配信システムへの加入促進が重要★
	14:00までに	□緊急連絡・お知らせ配信システム配信（全登録者あて）【文案B】 内容：決定内容を全登録者に配信する。 担当：教育総務課庶務係 □区ホームページ更新 内容：決定内容を区のホームページにアップする。 担当：教育総務課庶務係	□学校関係者への連絡 内容：決定内容を踏まえて学童擁護員、スクールガード、いたばし子ども見守り隊に配置の有無を連絡する。 □緊急連絡・お知らせ配信システム配信 内容：決定内容を登録者に配信する。 ※ 必要に応じて、学校・幼稚園独自情報を付加する。 ※ 保護者に分かり易い表現に努める。 【例】○時間目（○時○分）から開始…など □緊急連絡・お知らせ配信システム未登録者への対応 内容：緊急連絡・お知らせ配信システム未登録者に対して、決定内容を周知する。
	16:00		□学校・幼稚園ホームページ更新 内容：決定内容を学校・幼稚園のホームページにアップする。

行動計画（タイムライン）の備考 ・前日に開催する対策本部では、気象庁の情報に基づき、公共交通機関等の計画運休の見込を踏まえて対応の協議・決定を行うものとする。 ・判断の結果、 学校毎の対応とした場合であっても 、その後の状況（急激な気象状況の変化により、警報の発令や計画運休の発表、 区の避難所設置 がある場合など）により、教育委員会による統一的な対応を発令する場合がある。			
当日	05：30	対策本部判断 台風進路による状況変化について ・前日13時までに「一斉休校」決定…変更なし ・「通常授業」決定の場合で、台風の進路により想定外に状況が悪化し、警戒レベル4になった（または予想される）場合は、対策本部長が「一斉休校」に判断を切替え、午前6時に全学校と保護者あて周知する。 連絡経路：教育総務課長（←庶務係長）⇒次長⇒教育長 すぐーる配信：庶務係長（庶務係担当職員）	☐ 緊急連絡・お知らせ配信システム配信 内容：当日の気象状況を考慮し、変更等の内容を登録者に配信する。 ☐ 緊急連絡・お知らせ配信システム未登録者への対応 内容：緊急連絡・お知らせ配信システム未登録者に対して、決定内容を周知する。
	06：00		
	07：30	☐ 担当職員参集（前日に対策本部長より参集指示がある場合）	
	08：30	☐ 状況把握 内容：各学校・幼稚園の対応状況、被害状況を把握する。 担当：指導室指導主事、新しい学校づくり課、学務課	☐ 状況報告 内容：教育委員会からの照会に回答する。
	09：00	☐ 対策本部開催（教育長室or教育委員会室） （対策本部長より参集指示がある場合） 構成員：教育長（対策本部長）、次長（対策本部長補佐）、地域教育力担当部長、教育総務課長、学務課長、指導室長、新しい学校づくり課長、地域教育力推進課長、統括指導主事、庶務係長、学校防災・HP担当 内容：各学校・幼稚園の対応状況を報告する。 担当：教育総務課庶務係 ☐ 区ホームページ更新 内容：実施内容を区のホームページにアップする。 担当：教育総務課庶務係 ☐ 東京都への報告 内容：各学校園の対応状況を都教委に報告する。 担当：教育総務課庶務係	☐ 学校・幼稚園ホームページ更新 内容：実施内容を学校・幼稚園のホームページにアップする。

Ⅱ 予測できない緊急対応 事前予測ができない**緊急事態において**は、下記に基づき、各学校・幼稚園において安全対策を講じることとします。

日	時 間		その他の気象警報・情報
当日	警戒レベル4 到達見込み （午前6時時点）	☐ 臨時休業（終日） ☐ 始業時刻の繰下げ（○時間目から） ☐ 終業時刻の繰上げ（○時間目まで）	☐ 通常授業 ・自宅及び近隣の状況から、登校（園）に支障がないと保護者の判断で、安全を確認の上、登校（園）する。 ・登校（園）する場合は、小学生以下は保護者等による付き添いを原則とする。 ・登校（園）できない場合でも、欠席扱いにはしない。
	在校時間内に警報の発令があった場合	☐ 学校・幼稚園待機 ・警報が解除されるまで学校・幼稚園に待機し、その後下校（降園）する。 ・学校・幼稚園の事情又は下校（降園）の時間帯によっては、保護者への引き渡しとする。	

Ⅲ 熱中症特別警戒アラート対応

日	時 間	熱中症特別警戒アラート ※翌日の日最高暑さ指数 WBGT35（予測値）で発表	学校・幼稚園
前 日	午後2時ごろ	前日の午後2時ごろ、熱中症特別警戒アラート（以下「アラート」）が発表される。 ※環境省のホームページ「熱中症予防情報サイト」から確認	
	午後3時ごろまでに	翌日の学校・幼稚園の運営について ☐ 学校・幼稚園あて通知【文案A】 担当：教育総務課庶務係 ・原則的に通常授業は実施するが、健康に係る重大な被害が生じる危険な暑さが予想される場合は、休業判断もある。 ・アラート発表時にはニュース等の報道により、登校(園)に不安を感じる保護者も想定されるため、通知を行う。	翌日の学校・幼稚園の運営について ☐ 保護者あて通知 ・通常授業を実施するが、登校(園)させなくても欠席扱いとしない。 ・学童擁護員の配置は取りやめる。そのため、登校(園)時に不安を感じる保護者には付き添いの検討を勧める旨を通知する。 ・（中学校のみ）部活動は中止とする。
	午後4時ごろまでに	☐ 緊急連絡・お知らせ配信システム配信(全登録者あて)【文案B】 担当：教育総務課庶務係 ・原則的に通常授業を実施する旨を通知する。 ・保護者の判断で登校(園)させない場合も欠席扱いとしない旨を通知する。 ・学童擁護員の配置は取りやめる。 ・登校(園)時に不安を感じる保護者には、付き添いの検討を勧める旨を通知する。	【夏休み期間】 夏休み期間も水泳指導、補習授業など学校活動が実施されているため全学校（園）及び保護者あてにお知らせする。 学校ごとに活動日が異なるため、お知らせ文には、該当しない対象校（園）及び対象者にも送信する旨を追記する。

※本タイムラインは、板橋区に気象警報が発令された場合の各学校・園の対応について基準を示したものです。そのため天津わかしお学校は対象外とします。
 ※警報が発令された場合、その警報が解除されるのに一定の時間を要しています。その時点の状況により、登下校（登降園）の時間を変更するなど、各学校・幼稚園において対応をお願いします。
 ※一方、警報が解除されても、積雪などにより登下校（登降園）が困難な場合があります。この場合も、臨時休業や登下校（登降園）の時間を変更するなど、各学校・園において対応をお願いします。
 ※臨時休業等の措置を講じた場合には、教育委員会（指導室）をはじめ関係機関（あいキッズを含む）に連絡をいれるようお願いします。
 ※教育委員会が臨時休業に関して各校に指示する場合があります。この場合緊急連絡・お知らせ配信システムによりお知らせします。
 ※令和7年6月3日付7教指企第275号「学校における熱中症特別警戒アラート発表時の対応について」（通知）を受け、Ⅲ 熱中症特別警戒アラート対応を追記しました（令和8年4月30日）。